

地方自治体は基盤をなす各種法規によって児童公園を築造し、児童対象の各種遊具を設置している。然し現在までの調査から推測すれば地方自治体における児童公園は設計から造成まで殆んど公園課、都市計画課など土木関係機関で行なわれている。従って遊具は児童を対象しているとは言え児童の心身発育に根底をおいた解剖学的、生理学的考察が十分に払われているとは言えず心理学的に欲求を100%満足させているとは必ずしも言えない。

本発表は以上の諸点から児童公園設置遊具を批判的に照射したものである。

一概に児童公園と言うが年齢的に別ければ幼児公園、幼年公園、少年公園になるが、当然設置すべき遊具も年齢別に異なるべきものである。年齢別とは体力別を意味するから使用する者の欲求度も年齢によって大きな差を生ずることは理の当然である。

かかる諸点の配慮は一般的に充分とは言えず、かつ大半は管理者不在の公園であることなど指摘すべき点は多々あるが、そこには必ず政治的、経済的な壁が障害となって現われる。この様な隘路をも含めて考察する時事態を一挙に解明することの困難さを感じるのである。